平成２２年（フ）第７２５号
兵庫県姫路市夢前町宮置396番地25、従前の住所神戸市垂水区王居殿３丁目18番13号
債務者　日高　恒夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３１号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目141番地１
債務者　森川　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目141番地１、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1148番地
債務者　大見　久美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４５号
兵庫県赤穂市元禄橋町74番地　パークサイドハイツＤ―102
債務者　明石　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４８号
広島市南区向洋新町３丁目30番１号
債務者　井村　孝志
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４９号
広島市南区向洋新町３丁目30番１号
債務者　井村美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５０号
広島市安芸区矢野南４丁目２番30―102号
エイトトータス１番館
債務者　三崎千亜紀（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３０号
広島市中区基町20番１―1220号
債務者　好川　猛彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６２号
広島市安佐南区大塚西５丁目３番30―503号
債務者　赤松　宏治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６３号
広島市安佐南区八木９丁目２番36―101号
債務者　坂本　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６６号
広島市東区戸坂数甲２丁目２番43―1104号
債務者　久保　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７９号
広島市中区西白島町７番３―303号
債務者　作田　　翔
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４７号
広島市中区白島九軒町12番22―201号
債務者　古椿　武志
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６０号
広島県山県郡北広島町大暮346番地
債務者　吉村　麻美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９７号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目９番10号
債務者　酒井　信彦
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９８号
北九州市門司区藤松２丁目２番３―505号
債務者　田中　正志
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１８号
北九州市若松区大字有毛3023番地
債務者　天野　富夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部